

4 継続事業の申告書の書き方

確定保険料額の記入方法

- まずは、労働保険対象労働者の範囲(P4~5)、労働保険対象賃金の範囲(下敷)を参考に「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」を作成してください。これが確定保険料及び一般拠出金を算出する基礎になります。
- 確定保険料及び一般拠出金は、平成21年度中に支払われた(又は確定した)賃金総額(千円未満切り捨て)に保険料率(労災保険率、雇用保険率、拠出金率)を乗じて計算してください。
保険料額及び一般拠出金額の1円未満の端数は切り捨ててください。

記入例(1) 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)

区分	労災保険率	雇用保険率	一般拠出金率	賃金総額	労災保険額	雇用保険額	一般拠出金額	
平成21年4月	12	3.362,009	2	190,460	14	3,554,469	12	3,362,009
5月	12	3,114,371	2	23,400	14	3,348,771	12	3,114,371
6月	12	3,297,420	2	21,820	14	3,509,240	12	3,297,420
7月	12	3,361,357	2	222,500	14	3,583,857	12	3,361,357
8月	12	3,243,754	2	210,040	14	3,453,794	12	3,243,754
9月	12	3,403,440	2	222,620	14	3,626,060	12	3,403,440
10月	12	3,567,970	2	223,720	14	3,791,690	12	3,567,970
11月	12	3,419,680	2	217,160	14	3,636,840	12	3,419,680
12月	12	3,392,406	2	207,700	14	3,599,106	12	3,392,406
平成22年1月	12	3,457,893	2	233,740	14	3,691,633	12	3,457,893
2月	12	3,455,679	2	203,260	14	3,658,939	12	3,455,679
3月	12	3,724,814	2	223,740	14	3,948,554	12	3,724,814
平成21年7月		5,524,100				5,524,100		5,524,100
21年12月		7,825,200				7,825,200		7,825,200
合計		54,150,093		2,613,160		56,763,253		54,150,093

と が同額の場合、申告記載方式は12ページの例を参照してください

概算保険料額の記入方法

- 概算保険料は、平成22年度中に支払われることが予定される賃金総額の見込額をもとに申告書に印字されている保険料率によって計算します(保険料額の1円未満の端数は切り捨てます)。
- その計算方法は、前年度確定賃金総額と同額を概算賃金総額の見込額としてください。
- ただし、労災・雇用保険分賃金総額の見込額が、前年度と比較し200/100(二倍)を上回る場合、または、50/100(二分の一)を下回る場合はその見込額を記入してください。

差引額の計算

※実際の保険料の算定については、申告書に印字されている保険料率等により計算してください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789

10(イ) 確定保険料額 679,556円

18 申告済概算保険料額 607,000円

20(ハ) 不足額 72,556円

平成22 平成21

あて先 〒××××-×××× ××市××区××

労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

算定期間 平成21年4月1日 から 平成22年3月31日 まで

⑧ 保険料・拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・拠出金率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

労働保険料(労災+雇用) 14.00% 679,556円

労災保険分 3.00% 170,289円

雇用保険分 541,500円

高年齢労働者分 7853円

保険料算定対象者分 46,297円

一般拠出金 56,763円

算定期間 平成22年4月1日 から 平成23年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額 ⑬ 保険料率 ⑭ 概算保険料額(⑫×⑬)

労働保険料(労災+雇用) 18.00% 864,834円

労災保険分 56,763円 3.00% 170,289円

雇用保険分 541,500円

高年齢労働者分 7847円

保険料算定対象者分 46,303円 15.00% 694,545円

⑮ 申告済概算保険料額 607,000円

⑯ 増加概算保険料額 288,278円

⑰ 不足額 72,556円

⑱ 今期納付額(⑯+⑰) 360,834円

⑲ 一般拠出金(⑲+⑲) 2,838円

⑳ 今期納付額(⑱+⑲) 363,672円

延納

22(イ) 288,278円 + 22(ハ) 72,556円 + 22(ホ) 2,838円 = 22(ヘ) 363,672円

延納

22(イ) 288,278円 + 22(ハ) 72,556円 + 22(ホ) 2,838円 = 22(ヘ) 363,672円

⑭(イ)欄の概算保険料額が40万円以上(労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上)の場合、これを3回に分けて納付することができます。

⑰欄は延納する場合は⑳、一括納付する場合は㉑と記入してください。

[計算方法]
平成22年度概算保険料額が864,834円の場合

864,834 ÷ 3 = { 第1期分㉑(イ) 288,278円
第2期分㉑(ロ) 288,278円
第3期分㉑(ハ) 288,278円

※余りが生じた時は必ず第1期分へ加算してください。(余りは必ず1円または2円)